

金属くず営業条例が廃止されます 新法に係る届出が必要となります

6月1日～

背景等

兵庫県では、金属くず営業条例により、金属くず営業を営む場合の許可制度や買受時の本人確認義務等を業者に課すなどし、金属盗の防止を図ってきました。

昨今、全国において太陽光発電設備からの金属ケーブル盗をはじめとする金属盗が増加し、国民経済に大きな影響が及んでいることを踏まえ

- ① 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律が制定
- ② 古物営業法施行規則の一部が改正

され、特定金属製物品等の盗難の防止を図ることとなりました。



新法の制定等

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（新法）

1 特定金属くず買受業に係る措置（令和8年6月1日施行）

- 特定金属くず買受業を営む場合の届出義務（罰則あり）
 - 買受けの相手方の本人確認、本人確認事項等の記録の作成・保存義務
 - 買受けの相手方の氏名、内容等に関する記録の作成・保存義務
 - 買受けの際に盗品の疑いがある場合の警察官への申告義務
 - 特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令、報告徴収、立入検査等
- ※ 「特定金属くず」：主として銅により構成された金属製物品であって、切断されるなどによって当該金属製物品の本来の用法に従って使用することが不可能になったもの。



2 犯行用具規制（令和7年9月1日施行）

- ケーブルカッター等の正当な理由なき隠匿携帯を禁止（罰則あり）

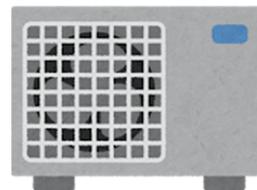
3 盗難の防止に関する情報の周知（令和7年9月1日施行）

- 金属盗の被害に遭うおそれが高い者に対する盗難防止に資する情報の周知

古物営業法施行規則の一部改正（令和7年10月1日施行）

古物営業法では、買受時、1万円未満の取引においては本人確認等の義務が免除されていますが、盗難等の被害が多く、古物市場への盗品等の流入が多いオートバイやゲームソフトなどの一部の物品については、例外的に取引金額の多寡に関わらず、本人確認義務等を免除していません。

昨今の金属盗情勢を踏まえ、『エアコンディショナーの室外ユニット及び電気温水機器のヒートポンプ、電線並びにグレーチング（金属製のものに限る。）』についても、取引金額の多寡にかかわらず、本人確認義務等の対象となるよう古物営業法施行規則の一部が改正されました。



金属くず営業条例の廃止

6月1日付けで金属くず営業条例が廃止されます。これにより、条例の金属くず営業の許可や行商の届出が無効となりますが、特定金属くず買受業を営む方は、**新法に係る届出が必要**となります。なお、新法の届出には手数料はかかりません。

金属くず商許可証



特定金属くず買受業
（新法）の届出期限

施行日前に営んでいる方
施行日以降に開始する方

8月31日まで

開始する前日まで